

特別養護老人ホーム **なごみ** 短期入所生活介護 料金表(利用者負担金額) R6.4.1改定

基本料金 地域加算=10.33円/単位

なごみ事業所番号 0870301363

併設ユニット型短期生活介護

	1日
要介護度①	704単位
要介護度②	772単位
要介護度③	847単位
要介護度④	918単位
要介護度⑤	987単位

	1日	1日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位	◎長期利用者に対する減算(30日以上)
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	18単位	◎長期利用者に対する単位数(61日以上)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定の単位数に8.3%を乗じた単位数	◎若年性認知症利用者受入加算
特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定の単位数に2.3%を乗じた単位数	◎療養食加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定の単位数に1.6%を乗じた単位数	◎緊急短期入所受入加算
		△30単位
		特養の基本サービス費に準じる
		120単位
		8単位/1食
		90単位

※◎は該当する方のみ。 ※特養基本サービス費 要1(670)要2(740)要3(815)要4(886)要5(955)

※所定単位数とは介護サービス費用総単位数 ※療養食加算は、3食を限度とし、1食を1回とし、1回毎の加算とする。

短期入所 送迎(片道)	184単位
-------------	-------

(注): 条件的に対応できない場合があります。

※ 上記の数字は、単位数であり金額ではありません。(介護保険割合証の2・3割の方は、上記の2・3倍負担になります。)

	1日	
食費	¥1,445	食費内訳 (朝食 395円 ・ 昼食 525円 ・ 夕食 525円)
	¥300 (第1段階)	市町村住民税非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護の方。
	¥600 (第2段階)	世帯全員が市町村住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円以下の方。
	¥1,000 (第3段階①)	世帯全員が市町村住民税非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円以上120
	¥1,300 (第3段階②)	世帯全員が市町村住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万以上の方
居住費(ユニット型個室)	¥2,006	※上記の条件かつ預貯金などが下記以下であること。 ※課税年金: 老齢年金など
	¥820 (第1.2段階)	第2段階 単身650万、夫婦1,650円 ※非課税年金: 遺族年金、障害年金
	¥1,310 (第3段階)	第3段階 ①単身550万、夫婦1,550万円 ②単身500万円、夫婦1,500万円

該当者のみ

理容・美容(カットのみ)	¥2,500
パーマ・毛染め(カット込み)	¥6,500
クラブ活動	実費
外出行事参加	実費
電気料	¥100/日
送迎費	¥50/km

希望者は予約が必要です。(当施設内において、期日を定めて行います。)

希望者は予約が必要です。(当施設内において、期日を定めて行います。)

材料費等の料金を負担していただきます。

入園料等の料金は別途負担していただきます。

当施設が指定する電気器具の電気代。電気器具1つ使用につき徴収となります。(月額上限を500円とする)

上記基本料金に該当しない場合。